



景観からの まちづくり

会津若松市らしい景観をめざして



会津若松市景観条例のあらまし

会津若松市らしい景観をまもり、つくり、そだてるといふ基本理念のもと、快適でうるおいのあるふるさとを創造するため、市民・事業者と市がそれぞれの立場から積極的に景観の形成に努めることを目的として、平成4年3月に制定しました。

この条例を平成28年12月に景観法に基づく条例に改正したことにより、実効性を高めるとともに、より会津若松らしい景観の形成を目指し、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりに取り組んでいます。

○景観条例の体系

会津若松市景観条例は、自然景観、歴史的景観、地区景観の3つを柱とし、景観重点地区の指定や景観まちづくり協定の認定、大規模行為の届出等の制度を設けています。また、助成に関する制度や景観審議会の制度を設けています。

○自然景観

磐梯山や猪苗代湖、背あぶり山、会津盆地に広がる田園風景、阿賀川など、本市の多様多彩な自然環境は、まちを形成する上で重要な要素になっています。それらの優れた景観資源を大切に保存するとともに、自然景観への眺望の維持、保全をはじめ、市民が気軽に親しむことのできる水辺環境や豊かな山辺の緑の景観の再生等による景観形成を図ります。

→P.14

○歴史的景観

鶴ヶ城の城下町として、長い年月の間に育まれてきた歴史的空間や伝統的な建物及び文化遺産は市民共通の貴重な財産です。城下町のまちなみや歴史的な建造物の保全、さらには鶴ヶ城を核とした景観形成に取り組み、城下町としての風格あるまちなみ形成を図ります。

→P.1

○地区景観

住宅地や商業地、工業地は主に建築物等で構成されていますが、魅力的な都市景観を形成するため、規模や形態、意匠、色彩について景観的な配慮が求められています。そこで、大規模行為の届出制度を活用し、景観形成基準に沿った計画となるよう規制・誘導を図ります。

○景観重点地区の指定

歴史的な特性を持つ地区や眺望景観の保全が必要な地区などを「景観重点地区」に指定し、建築物等の高さや色彩などに具体的な景観形成基準を設け、良好な景観の形成を図ります。

○景観まちづくり協定の認定

市民の皆さんが景観形成のために、建物の形態や色彩、緑化等について、お互いにルールをつくり、各通りや地区の個性を活かしたまちづくりに取り組む地区を「景観まちづくり協定地区」として認定し、その取組を支援します。

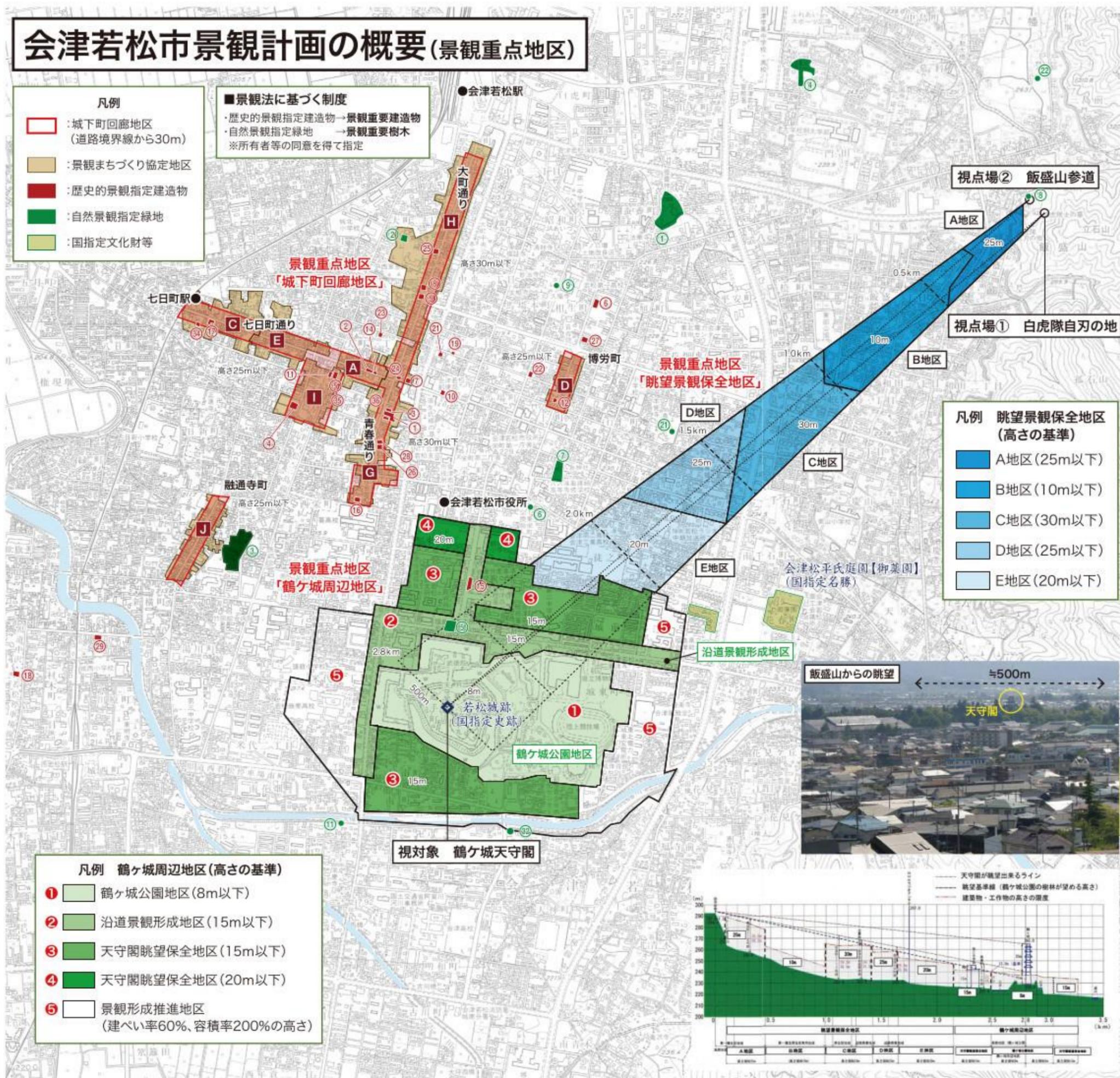
<景観まちづくり協定の認定要件>

- ・概ね1ha以上のまとまりのある地域
- ・区域内の土地及び建物の所有者の2/3以上の同意
- ・区域内の土地面積の2/3以上の土地所有者の同意

会津若松市景観計画の概要(景観重点地区)

- 凡例**
- 城下町回廊地区 (道路境界線から30m)
 - 景観まちづくり協定地区
 - 歴史的景観指定建造物
 - 自然景観指定緑地
 - 国指定文化財等

- 景観法に基づく制度**
- 歴史的景観指定建造物 → 景観重要建造物
 - 自然景観指定緑地 → 景観重要樹木
 - ※所有者等の同意を得て指定



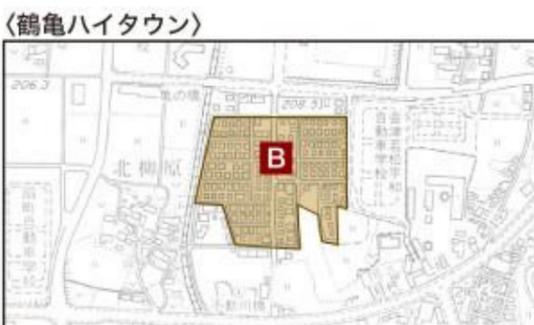
- 凡例 眺望景観保全地区(高さの基準)**
- A地区 (25m以下)
 - B地区 (10m以下)
 - C地区 (30m以下)
 - D地区 (25m以下)
 - E地区 (20m以下)

- 凡例 鶴ヶ城周辺地区(高さの基準)**
- ① 鶴ヶ城公園地区 (8m以下)
 - ② 沿道景観形成地区 (15m以下)
 - ③ 天守閣眺望保全地区 (15m以下)
 - ④ 天守閣眺望保全地区 (20m以下)
 - ⑤ 景観形成推進地区 (建ぺい率60%、容積率200%の高さ)

会津若松市の景観資源

- 景観まちづくり協定地区 (令和4年3月現在)**
- A 旧七日町町並み協定
 - B 鶴亀ハイタウン景観協定
 - C 七日町通り下の区町並み協定
 - D 博労町通り上ノ区町並み協定
 - E 七日町中央まちなみ協定
 - F 芦ノ牧温泉街景観協定
 - G 野口英世青春通り町並み協定
 - H 町方蔵しっく通り景観協定
 - I 会津ふれあい通り町並み協定
 - J 融通寺町町並み協定
 - K 東山温泉街景観協定

七日町通り広告景観整備地区 (大町四ツ角～七日町駅間 通りの両側35m以内の区域)



歴史的景観指定建造物の指定

会津若松には長い年月の間に育まれてきた歴史、文化が息づいています。先人が培ってきたこれらの遺産を後世に伝えるとともに、会津若松らしい景観を創造するため、重要な歴史的建造物などを歴史的景観指定建造物として指定し、保存・活用を図るものです。

選定基準

●年代

- ・建築後概ね50年を超えるもの

●形態

- ・外観が伝統的様式や技法で建てられている建造物で、会津の歴史や生活文化が感じられるもの
- ・歴史的な町並みの雰囲気醸し出しているもの又は修復することにより、保存・活用の可能性の高いもの
- ・建築された時代の先端であったもの
- ・完成度の高いもの
- ・一定の様式を代表するもの

●位置

- ・通りから眺められる範囲にあるもの又は公開性のあるもの



歴史的景観指定建造物 表示板



①福西本店※
中町4-16
明治末～大正3年



②榎白木屋漆器店
大町一丁目2-10
大正3年



③會津壹番館
中町4-18
明治17年



④末廣酒造(榎)嘉永蔵※
日新町12-38
明治25年～大正11年



⑤榎満田屋
大町一丁目1-25、26
江戸～明治初期



⑥会州一蔵
相生町7-17
江戸期



⑦鈴木屋利兵衛※
大町一丁目9-3
江戸後期



⑧学校法人東明(旧小野寺蔵)
大町二丁目1-5
明治元年



⑨旧大島蔵
大町二丁目1-3
明治30年代



⑩竹藤※
中央一丁目2-7
天保12年(1842)



⑪花と陶器 永山
七日町1-30
大正5年



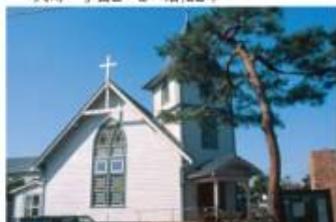
⑫神禧堂薬館
上町3-24
明治36年



⑬滝谷建設工業(株)会津若松店社屋
旧郡山橋本銀行若松支店
大町一丁目2-8 昭和2年



⑭宮泉銘醸(株)
東栄町8-7
大正期



⑮日本基督教団若松崇町教会※
西栄町8-37
明治44年



⑯渋川間屋
七日町3-28
大正期



⑰林家住宅※
材木町一丁目9-25
昭和2年



⑱旧会津実業信用組合
中央一丁目4-9
昭和3年



⑲東山温泉 向瀧※
東山町湯本字川向200
明治、大正、昭和初期



⑳鈴善漆器店※
中央一丁目3-28
明治、大正、昭和初期



㉑松本家住宅及び土蔵
上町4-1
明治25年他



23 菊地金粉製作所
大町一丁目3-39
昭和11年



24 旧郡山商業銀行若松支店
大町一丁目9-8
大正11年



25 羽金家住宅
大町二丁目7-7
大正8年



26 旧黒河内胃腸病医院
中町1-20
昭和11年



27 旧若松庶民金庫
相生町7-2
昭和2年



28 旧遠藤米穀店
中町1-24
明治11年他



29 関善吉薬局※
川原町2-13
明治45年



30 高橋庄作酒造店
門田町一ノ塚村東755
明治24年他



31 小森家の長屋門と土蔵
北会津町中荒井22
昭和3年他



32 板橋家の母家及び土蔵
河東町影山字古宮23
明治元年以前他



33 阿弥陀寺の御三階
七日町4-20
文政元年以前建築 明治3年焼ヶ城本丸より移築



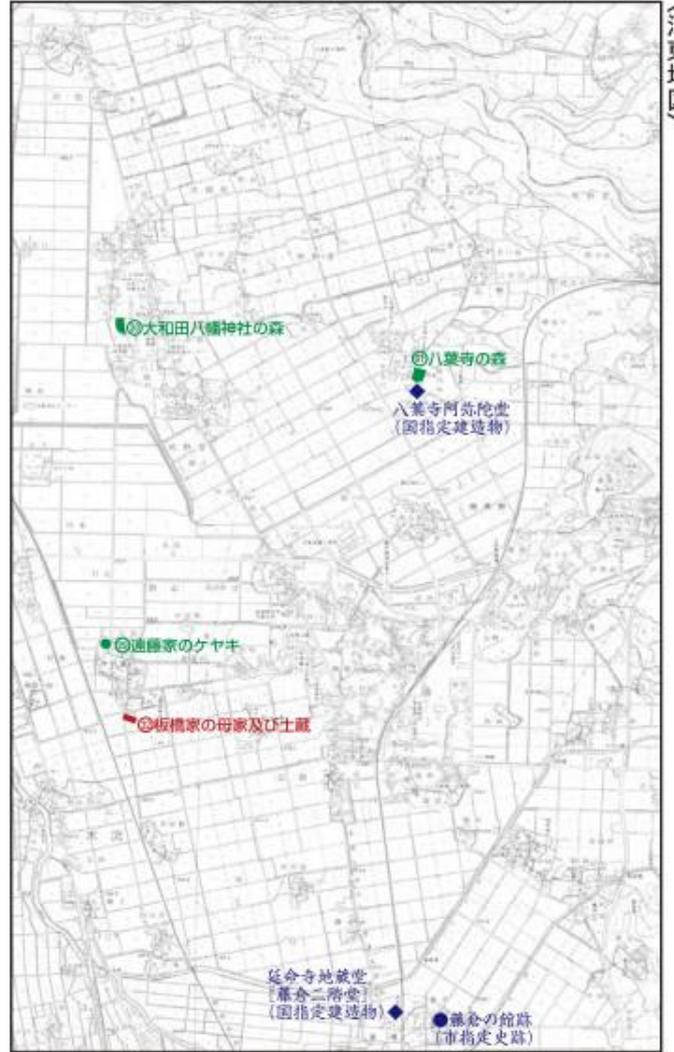
34 会津天宝醸造(株)
大町一丁目1-24
大正10年



35 田中稲荷神社
大町一丁目1-5
明治期

※印の建造物は国登録有形文化財
建造物（9件）

◎◎は指定解除となったため欠番。



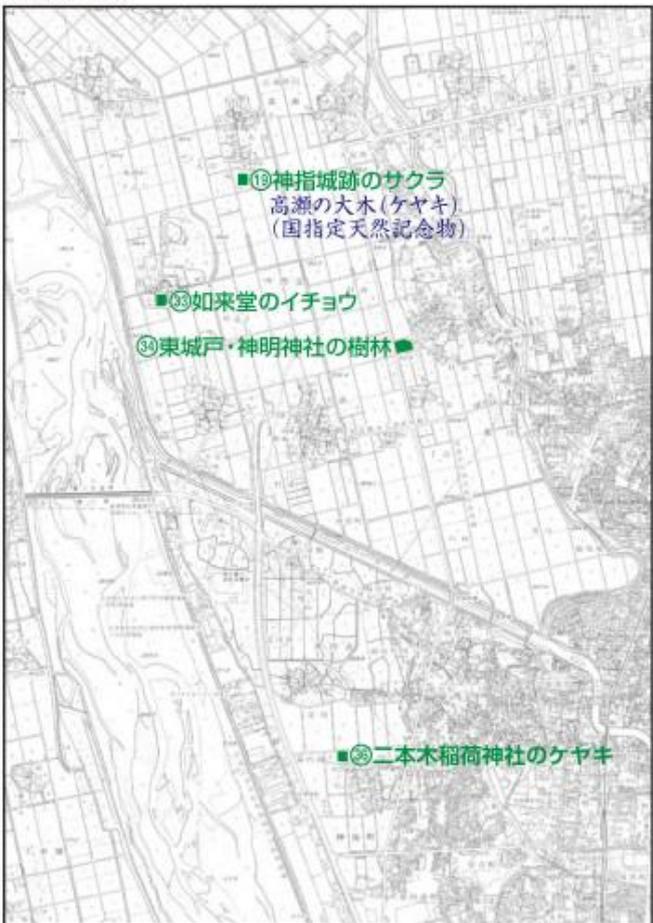
〈門田地区(一ノ堰)〉



〈門田地区(飯寺)〉



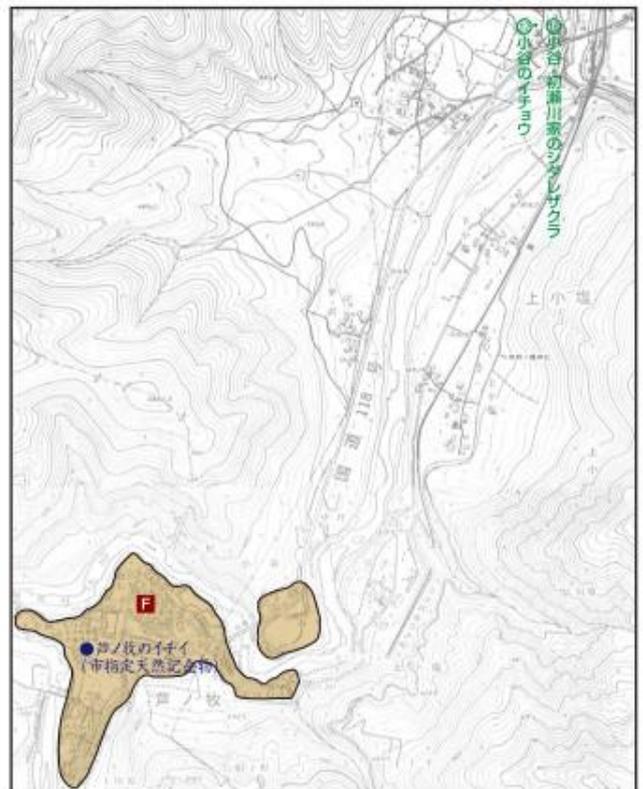
〈神指地区〉



〈北会津地区〉



〈大戸地区〉



○大規模行為の届出

建築物の建築や工作物の建設、土地の造成や屋外の物件の堆積等は、周辺景観に大きな影響を与えるため、以下に当てはまる一定規模以上の行為について届出の対象とします。また、届出の対象となる行為すべてについて、届出の30日前（一部60日前）までに事前協議が必要となります。

区分	会津若松市全域 (景観重点地区を除く)	景観重点地区		
		鶴ヶ城周辺地区 (鶴ヶ城公園地区 沿道景観形成地区)	磐梯山・猪苗代湖 周辺地区	その他の地区
建築物	・高さ10m以上 ・3層建て以上、かつ ・延床面積500㎡以上 ・延床面積1,000㎡以上	・高さ5m以上 ・延床面積10㎡以上	・延床面積10㎡以上	・高さ10m以上 ・3層建て以上、かつ ・延床面積500㎡以上 ・延床面積1,000㎡以上
工作物	○壁型、柱、さく、梁等 ・高さ5m以上 ○礎石等 ・高さ10m以上 ○電線路等の支持物 ・高さ20m以上 ○高架水塔等 ・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上	○壁型、柱、さく、梁等 ・高さ1.5m以上 ○礎石、 電線路等の支持物等 ・高さ5m以上 ○高架水塔等 ・高さ5m以上 ・築造面積10㎡以上	○壁型、柱、さく、梁等 ・高さ1.5m以上 ○礎石、 電線路等の支持物等 ・高さ5m以上 ○高架水塔等 ・高さ5m以上 ・築造面積10㎡以上	○壁型、柱、さく、梁等 ・高さ5m以上 ○礎石等 ・高さ10m以上 ○電線路等の支持物 ・高さ20m以上 ○高架水塔等 ・高さ10m以上 ・築造面積1,000㎡以上
開発行為	・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が 高さ5m以上、 かつ延長10m以上	・面積500㎡以上 ・法面の規模が 高さ1.5m以上	・面積300㎡以上 ・法面の規模が 高さ1.5m以上	・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が 高さ5m以上、 かつ延長10m以上
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他 土地の形質の変更	・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が 高さ5m以上、 かつ延長10m以上	・面積500㎡以上 ・法面の規模が 高さ1.5m以上	・面積300㎡以上 ・法面の規模が 高さ1.5m以上	・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が 高さ5m以上、 かつ延長10m以上
木竹の伐採			・高さ10m以上 ・伐採面積300㎡以上	
屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	・高さ3m以上 ・面積500㎡以上	・高さ1.5m以上 ・面積100㎡以上	・高さ1.5m以上 ・面積100㎡以上	・高さ3m以上 ・面積500㎡以上
水面の埋立て 又は干拓	・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が 高さ5m以上、 かつ延長10m以上	・面積500㎡以上 ・法面の規模が 高さ1.5m以上	・面積300㎡以上 ・法面の規模が 高さ1.5m以上	・面積3,000㎡以上 ・法面の規模が 高さ5m以上、 かつ延長10m以上

■事前協議・届出のフロー



※・高さ31mを超える建築物・工作物
・延床面積15,000㎡を超える建築物
これらに該当する特に大規模な物件については、行為の届出60日前までに事前協議書の提出が必要です。

○表彰・助成

・大好きな会津絵画コンクール

景観PR事業として、市内の小中学生を対象とした絵画コンクールを開催し、景観に対する意識の高揚を市民全体に働きかけます。

・美しい会津若松景観助成制度

景観重点地区(沿道景観形成地区)や景観まちづくり協定地区等に対して技術的なアドバイスを行うとともに、修景等の経費の一部を助成します。

美しい会津若松景観助成制度一覧表

区分	対象	対象行為	助成率	限度額
景観重点地区「鶴ヶ城周辺地区」(沿道景観形成地区のみが対象)	建築物等	新築、改築、増築、移転工事のうち外観の工事	対象経費の2/3	200万円
		建設設備、サービススペースの隠ぺい工事	対象経費の2/3	100万円
		外観の大規模な模様替え	対象経費の2/3	100万円
景観まちづくり協定地区(旧景観協定認定地区)	建築物等	公共に面する部分の緑化及び公開空地(公共に3m以上上面した10m以上の敷地)の緑化、ストリートファニチャー等の整備工事	対象経費の2/3	70万円
		新築、改築、増築、移転工事のうち外観の工事	対象経費の1/2	100万円
		建設設備、サービススペース等の隠ぺい工事	対象経費の1/2	70万円
大規模行為の届出	建築物等の敷地	外観の大規模な模様替え	対象経費の1/2	70万円
		公共に面する部分の緑化及び公開空地(公共に3m以上上面した10m以上の敷地)の緑化、ストリートファニチャー等の整備工事	対象経費の1/2	50万円
		建築行為に際しての公開空地(公共に3m以上上面した10m以上の敷地)の緑化、ストリートファニチャー等の整備工事	対象経費の1/3	50万円
歴史的景観指定建造物	建造物等	外観の修景工事	対象経費の2/3	200万円
		断熱、防水化工事	対象経費の2/3	100万円
自然景観指定緑地	樹木	維持、管理	1本当たり	5,000円
	樹林、緑地等	維持、管理	1㎡当たり	5円

○景観審議会

景観に関心を持つ市民、各種団体からの代表、関係行政機関の職員を構成員として、景観の形成に関する事項を調査・審議します。また、「歴史的景観指定建造物」「自然景観指定緑地」の選定などを行っています。

自然景観指定緑地の指定

会津若松の自然資源を保全するとともに、景観の形成上、重要な森林、樹木、緑地等を自然景観指定緑地として指定し、保存を図るものです。

選定基準

● 共通事項(いずれかに該当するもの)

- ・良好に維持管理されているもの
- ・周辺景観の核となるもの
- ・自然的、歴史的な雰囲気醸し出し、保存の可能性の高いもの
- ・市民に親しまれているもの
- ・由緒・由来のあるもの
- ・健全であり、樹容が美観上優れているもの

● 規模(いずれかに該当するもの)

指定樹木(巨樹・巨木等)

- ・樹木の高さが10m以上のもの
- ・樹木の高さ1.5mにおける幹周が1.5m以上のもの
- ・つる性の樹木で枝葉の面積30㎡以上のもの
- ・株立ちした樹木で高さ3m以上のもの

指定樹林・指定緑地

(森、緑地、樹林、並木、生け垣等)

- ・緑地、樹林等の面積が100㎡以上のもの
- ・並木の延長が100m以上のもの
- ・生け垣の延長が30m以上のもの

● 位置

- ・通りから眺められる範囲にあるもの



自然景観指定緑地 表示板

● 自然景観指定緑地 (令和2年3月現在35件)



⑧ 巖島神社のスギ
一貫町大字八幡字弁天下甲1405
指定樹木(スギ2本)



⑨ 妙法寺のケヤキ
馬場本町3-34
指定樹木(ケヤキ1本)



⑪ 錦町稲荷神社跡のエノキ
錦町1-2
指定樹木(エノキ1本)



⑫ 小谷のイチョウ
大戸町小谷川端54
指定樹木(イチョウ1本)



⑬ 小谷・初瀬川家のシダレザクラ
大戸町小谷川端10
指定樹木(シダレザクラ1本)



⑭ ノノ堰羽黒墓地の種蒔桜(夫婦桜)
門田町一ノ堰字羽黒西16
指定樹木(エドヒガン2本)



① 蚕養国神社の森
蚕養町2-1
指定樹林(7,440㎡)



③ 諏方神社の森
本町10-32
指定樹林(4,950㎡)



② 実成寺の森
大町二丁目6-35
指定樹林(2,510㎡)



⑤ 白露庭
追手町6-6
指定緑地(2,420㎡)



④ 八幡神社の森
一貫町大字八幡字八幡43
指定樹林(3,810㎡)



⑦ 八角神社の森
宮町4-50
指定樹林(3,030㎡)



⑮ 下馬渡・熊野神社の森
湊町共和字熊野森77
指定樹林(3,047㎡)



⑯ 西田面・白旗八幡神社の森
湊町共和字西田面587
指定樹林(1,372㎡)



⑰ 経次・守屋神社のスギ
湊町平濁字夏狼ヶ嶽乙1477
指定樹木(スギ1本)



⑱ 日吉神社の森
門田町飯寺字村西710
指定樹林(1,025㎡)



⑥ 桜ヶ岡出世地蔵尊のケヤキ
東栄町329
指定樹木(ケヤキ1本)



⑦ 八角神社の森
宮町4-50
指定樹林(3,030㎡)



⑲ 神指城跡のサクラ
神指町高瀬字五百地1637他
指定樹林(2,843㎡)



⑳ 羽黒山湯上神社大鳥居脇のモミ
東山町湯本字寺屋敷11
指定樹木(モミ2本)



㉑ 本覚寺のケヤキ
行仁町12-59
指定樹木(ケヤキ3本)



㉒ 滝沢・三浦家の大カヤ
一貫町大字八幡字三島28
指定樹木(カヤ1本)

会津若松市の景観基準色

会津若松には、こんな色彩が似合います
住民アンケート調査等を基に設定された基準です。

☆色彩選定の考え方

- ・伝統的、歴史的な建築物などが並んだ地域では、下記のクラシック・ダンディのイメージを重視しましょう。
- ・山辺や田園地帯など自然豊かな地域では、ナチュラルイメージを壊さないように高彩度の色彩は、避けましょう。

クラシック・ダンディ
伝統的な、味わい深い、落ち着いた、
文化的な、風格のある

ナチュラル
のどかな、田園的な、のんびりした、
素朴な、自然な

☆周辺景観との調和には、基準色の設定が大切です。

- ・景観がまとまりやすい
- ・調和しやすい、配色しやすい
- ・自然色と不調和にならない

基準色

- ・美しい景観づくりの基本になる色で、周囲との調和を考えた色です。
- ・外壁、屋根などの大面積に用いる色で、配色のベースとなる色彩です。

- ・自然景観と調和し、極端に際立たないような色彩としています。
- ・外壁色
5YR~7.5YR明度4.5~6
/彩度0.5~2
7.5YR~10YR明度7~7.5
/彩度0.5~2
N9~9.3(しっくいのみ)
- ・屋根色
10R~2.5YR明度2~4/
彩度2~4
N3~4

外壁色	7.5YR7.5/2	10YR7.5/2	1Y7.5/2	N9.3 (しっくいのみ)
	5YR7.5/1	7.5YR7/2	10YR7/2	10YR7/1
	5YR6/2	7.5YR6/2	7.5YR4.5/2	5YR4.5/2
屋根色	10R2.3/4	N4	10R2.3/2.5	7.5R4/4

準基準色

- ・基準色よりも小さい面積に使用する色です。
- ・基調色と組み合わせてトーンの配色効果を高め、変化やセンスアップを図ることのできる色です。

- ・外壁色
2.5YR~5YR明度5~7/
彩度0.5~4
7.5YR~1Y明度7~7.5/
彩度0.5~2
- ・屋根色
10R~2.5YR明度2~4/
彩度4~5

外壁色	2.5Y9/1	1Y9/0.8	2.5Y8.5/1	
	1Y8/1	10YR8.5/1.5	2.5YR7/2	N7.5
	2.5YR5.7/4	2.5YR5/4.5	5YR6/2	N7
屋根色	10R2.3/2.5	2.5YR2.8/5	5R2.3/2.5	

アクセント色

- ・建築物の一部で小面積に使用する色です。
- ・全体を引き締め、適度な変化を与えます。
- ・基調色を引き立てます。

外壁色	7.5R5.0/5	2.5YR4/6	
	5YR2.3/2.5	N2	10B2.3/2.5

印刷上の限界がありますのでマンセル値を参考にしてください。



⑬ 東麻生の種蒔桜
北会津町東麻生字地小作756
指定樹木(サクラ1本)



⑭ 横山家のケヤキ
北会津町東麻生字七ツツサ718
指定樹木(ケヤキ1本)



⑮ 田村山・住吉神社の森
北会津町田村山字堂ノ下148外
指定樹林(2,307㎡)



⑯ 東泉寺のイチヨウ
北会津町安良田字村中439
指定樹木(イチヨウ1本)



⑰ 下荒井・熊野神社の森
北会津町下荒井字宮ノ西611外
指定樹木(4,263㎡)



⑰ 東山温泉街のケヤキ
東山町湯本字川向209-4地先
指定樹木(ケヤキ1本)



⑲ 遠藤家のケヤキ
河東町郡山字北郡22-1
指定樹木(ケヤキ1本)



⑳ 大和田八幡神社の森
河東町大田原字宮腰15-3
指定樹林(2,598㎡)



㉑ 八葉寺の森
河東町広野字権現塚2外
指定樹林(3,200㎡)



㉒ 菅原神社のケヤキ
天神町592
指定樹木(ケヤキ1本)



㉓ 如来堂のイチヨウ
神指町如来堂26
指定樹木(イチヨウ1本)



㉔ 東城戸・神明神社の樹林
神指町東城戸404
指定樹林(3,551㎡)

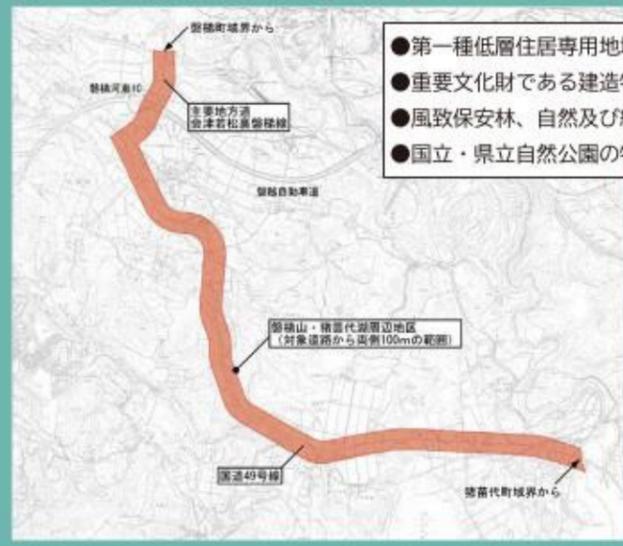


㉕ 八王子神社の森
北会津町葛林字村東97-1
指定樹林(1,948㎡)

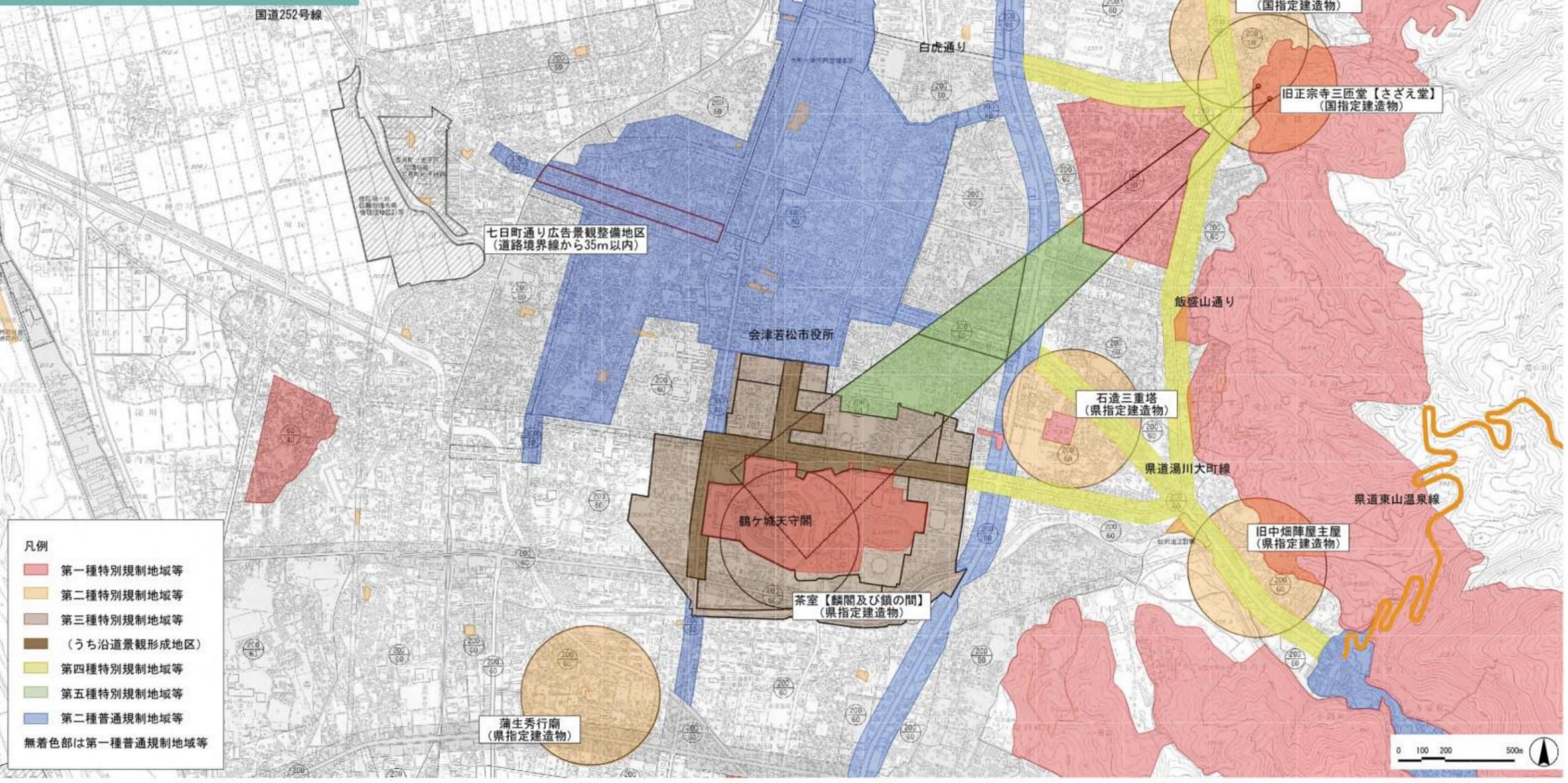


㉖ 二本木稻荷神社のケヤキ
神指町南四合字幕内78
指定樹木(ケヤキ1本)

第一種特別規制地域等 [景観重点地区(磐梯山・猪苗代湖周辺地区)]



屋外広告物規制地域図
(中心市街地部)



- 凡例
- 第一種特別規制地域等
 - 第二種特別規制地域等
 - 第三種特別規制地域等
 - (うち沿道景観形成地区)
 - 第四種特別規制地域等
 - 第五種特別規制地域等
 - 第二種普通規制地域等
 - 無着色部は第一種普通規制地域等



会津若松市屋外広告物等に関する条例

1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいいます。

商業広告だけでなく、営利を目的としないものや自己用のものも屋外広告物に当たります。また、文字や商標、マークだけでなくイメージを伝えるデザイン等も屋外広告物に当たります。

2. 適用範囲

「会津若松市景観計画」における景観計画区域(市全域)を規制対象とし、地域ごとに屋外広告物等に関する基準を定め、規制を行っています。

3. 規制の概要

(1) 特別規制地域等

自然公園の特別地域や会津若松市景観計画における景観重点地区など特に良好な景観の形成や風致を維持する必要が高い地域や学校、都市公園など屋外広告物を掲出することが好ましくない場所など、原則として屋外広告物の表示や広告物を掲出する物件の設置が禁止されている地域及び場所です。第一種～第五種までの5つの特別規制地域等に区分しています。

(2) 普通規制地域等

普通規制地域等に屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置する場合には、原則として市長の許可を受けなければなりません。

景観計画区域(市全域)を規制対象とし、周辺景観との調和及び安全性の確保を図る第一種普通規制地域等と、まちの賑わいを演出する第二種普通規制地域等に区分しています。

(3) 禁止物件

その物件が持つ本来の機能や効能を阻害することがないよう、原則として広告物の表示を禁止する工作物等を指定しています。

(4) 禁止広告物

破損や倒壊、落下のおそれがある広告物や、交通信号機や道路標識の効用を妨げたり、道路の安全を阻害するおそれのある広告物など、いかなる場合でも掲出、表示してはならない広告物を規定しています。

(5) 規制基準

① 表示面積の規制

屋外広告物の設置主体、用途、目的、形態、種類に応じて、屋外広告物の表示面積の上限を定めています。

② 高さの規制

屋外広告物の形態、種類に応じて、高さに関する基準を定めています。高さに関する基準は、地上からの高さのほかに、建築物の高さと屋外広告物の高さの比率による制限もあります。

③ 色彩の規制

屋外広告物の表示面積の一定割合を占める色彩について、日本産業規格であるマンセル値の基準に基づき、色の鮮やかさを示す彩度を規制しています。

(第一種、第三種及び第四種特別規制地域等の基準)

自然景観や歴史的建造物との調和を考慮し、自然界にはほとんど存在しない彩度8を超える色彩の使用を制限しています。

(第二種、第五種特別規制地域等及び普通規制地域等の基準)

重要な情報を伝える道路標識、安全標識等との対比から、伝達機能を阻害する恐れのある彩度12を超える色彩の使用を制限しています。

※市全域において、大規模な屋外広告物については、本市景観計画に基づき、使用する色彩のすべてを彩度10以下にする必要があります。

(6) 特定屋内広告物の規制

特定屋内広告物(建築物の窓その他の開口部(建築物の内部を見通すことができる壁面を含む)に設けられた窓ガラス、ガラス扉等の内側の面に直接描いたり貼ったりして、常時又は一定期間継続して表示するもの)を表示する場合は、良好な景観の維持・向上のため、位置、面積、色彩等について定めた基準に応じた掲出をお願いします。

4. 広告景観整備地区制度

屋外広告物を地域の良好な景観に調和させることが特に必要であると認める地区を「広告景観整備地区」に指定し、その地区内での広告物の形状、面積、色彩、高さなどの基準となる「広告景観整備方針」を定めます。指定された地区内で広告物を表示する場合は、自己用広告物等でも市への届出が必要となります。

5. 許可の手続き

(1) 事前相談・事前協議

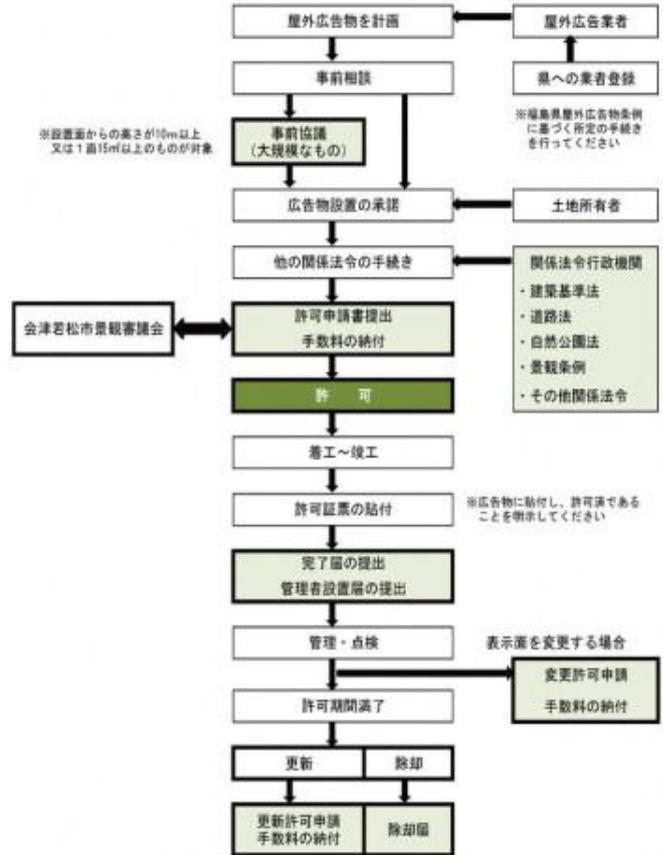
屋外広告物を表示、又は掲出物件を設置する際は、事前に窓口で相談してください。

また、大規模な屋外広告物は周辺景観へ与える影響が大きいことから、設置面からの高さが10m以上、又は1面15㎡以上の屋外広告物の表示、又は掲出物件の設置については、許可申請書提出の30日前までに書面での事前協議が必要です。

(2) 許可申請

許可申請にあたっては、所定の様式に必要な書類を添付の上、申請してください。なお、申請時には手数料を納付しなければなりません。

また、広告塔、広告板で高さが4mを超えるものは、建築基準法第6条、第88条、施行令第138条の規定により、確認申請が必要です。



6. 違反等に対する措置、罰則

(1) 勧告、公表、措置命令

適用除外基準又は許可基準に違反し、屋外広告物を表示している場合や、禁止広告物を表示したり管理義務規定に違反している等の場合は、除却、その他必要な措置を講ずるよう勧告することができます。この勧告に正当な理由なく従わない場合は、氏名等を公表することができます。氏名等を公表された後もなお、正当な理由なく必要な措置をとらない場合は、措置命令を行うことができます。

(2) 許可の取り消し

- 以下のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができます。
 - ・許可条件に違反した場合
 - ・変更許可を得なかった場合
 - ・措置命令等に違反した場合
 - ・虚偽の申請その他不正な手段で許可を受けた場合

(3) 罰則

変更申請を行わずに変更や改造を行った場合や、除却が必要な屋外広告物等を除却しなかった場合は、罰金に処することができます。

令和3年7月1日より

屋外広告物の更新許可申請における点検について

近年、看板落下事故等、屋外広告物による事故が全国で発生しております。

このような状況に鑑み、市内における屋外広告物の安全の確保を図るため、会津若松市屋外広告物等に関する条例等が改正され、**令和3年7月1日**から、更新の際の安全点検の方法が変わりました。また、**令和4年7月1日**から規模により点検者、管理者に資格要件が付きます。

【更新の許可申請書に添付する写真及び書類】

①屋外広告物の写真

- ・点検後に屋外広告物を撮影した写真（全景）
- ・点検の実施状況が分かる写真
例）ボルトを締め終わった写真や接続部を拡大した写真等
- ・点検により異常が認められた場合には、補修等の後の当該箇所を撮影した写真

②点検結果の報告書

・更新通知に同封されております「屋外広告物安全点検結果報告書」または、点検結果の任意様式を作成し提出が必要となります。

※令和4年7月1日から、地上から屋外広告物の上端までの高さが4mを超える屋外広告物の点検には、有資格者が実施した点検結果の報告が必要となります。

※点検の対象外となっている屋外広告物は報告書が不要です。

【点検の対象】

対象外の屋外広告物を除き、すべての許可屋外広告物等が点検の対象となります。

【対象外の屋外広告物等】

貼紙、貼札、立看板、広告幕、広告旗、気球、車体、壁面（直接描いたもの）、法令による広告、選挙広告、公共施設寄贈者名広告（面積基準有り）、公共広告（一部届出制）

【点検の時期及び方法】

屋外広告物の設置年数により必要となる点検方法が変わります。

点検時期	表示・設置・変更時	屋外広告物の設置年数			
		3年目	6年目	9年目	10年超又は設置時期不明
点検方法	標準	目視	目視	標準	3年以内ごとに標準
		目視で安全性の判断ができない場合等は標準			

目 視 → 屋外広告物等の各部における傷、汚れ、変形、さび等の状態について目視により行うもの。

標 準 → 概ね60cm以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により屋外広告物等の外部及び内部について点検を行うもの。

【点検者の資格要件】(令和4年7月1日より必須)

許可を受けている屋外広告物で、地上から屋外広告物等の上端までの高さが4mを超えるものは、次に掲げる有資格者が実施した点検の報告が必要となります。

- ・屋外広告士
- ・一級建築士又は二級建築士
- ・広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかもの）
- ・日本屋外広告業団体連合会、日本サイン協会が開催する屋外広告物点検技能講習会の修了者等

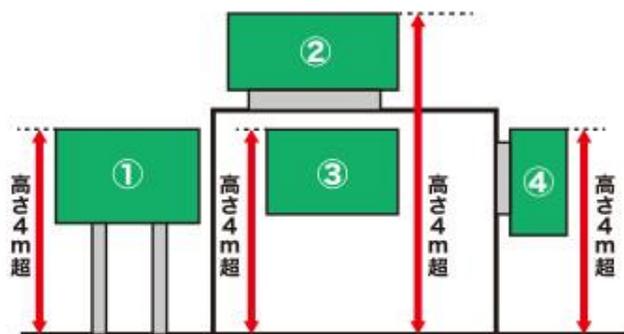
【管理者の資格要件】

令和4年7月1日より、高さが4mを超える屋外広告物の管理者には点検者と同じく有資格者が必要となります。

【高さが4mを超える屋外広告物(高さの考え方の例)】

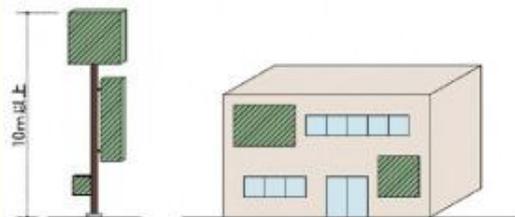
地上から屋外広告物等の上端までの高さが4mを超えるもの。

- ① 建植広告板(塔):地上からの高さ
- ② 屋上利用広告板(塔):地上からの高さ
- ③ 壁面利用広告板・突出広告板:地上からの高さ(支持部含む)



【大規模な屋外広告物について(事前協議対象物件)】

- ① 事前協議の対象となる行為、
 - ・大規模な屋外広告物を新たに設置する場合、および変更する場合
- ② 事前協議の対象となる規模
 - ・設置面からの高さが10m以上のもの
 - ・同一方向から見た1面の表示面積が15㎡以上のもの



- ③ 配慮すべき事項
 - ・使用する色彩については、彩度10以下とすること。
 - ・四季を通して周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩とすること。
(支柱については、濃茶色または濃灰色を基調とすること。)
 - ・必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。

【問い合わせ】

会津若松市 建設部 都市計画課 景観グループ
〒965-0871 会津若松市栄町4-45 (市役所栄町第1庁舎)
TEL:0242-39-1261 FAX:0242-39-1450
E-mail toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp